

発展を目指す企業家のための経営指南役

No. 502

平成21年 1月 26日(月曜日)

社 外 重 役

Selected Clients & Professionals Relationship

発行)株式会社ノースアイランド
 東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F
 Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439
 大阪支社)大阪市北区堂島2-1-31 京阪堂島ビル5F
 Tel.06-4799-2004 Fax.06-4799-0539

F P

税務会計

少額硬貨の流通量は減少傾向 カード・電子マネー普及の影響が

50円以下(10円、1円)の少額硬貨の流通量が08年3月末まで5年連続で低下している。500円や100円硬貨もやや減っているとはいえ、供給量はプラスを維持している。しかし50円以下の少額硬貨がマイナスであり、全体でも硬貨流通量は2年連続低下傾向にある。

なぜ少額硬貨に人気がなくなってきているのだろうか。お金を大事にする儉約精神や「塵も積もれば山となる」という貯蓄心、さらには「御縁(5円)があるように」と願を掛ける美徳心などはどこかへ消えてしまったのだろうか。

専門家は、その主因はクレジットカードや電子マネーの登場にあると指摘する。コンビニやスーパーで、消費税が加わり釣銭に出る1円玉などの小銭が邪魔になったという意見もある。また、レジで紙幣を出し1円や5円玉を出す煩わしさから避けたいという考えの持ち主が多い中高年男性の買物が増えた、との見方もあり、さまざまな原因が考えられるが、釣銭の硬貨は男性ほど自宅に死蔵しがちと小売店はいう。

最近の傾向は、お金そのものを粗末に扱う人が増えたとコンビニは見る。小銭をカウンターに投げるように扱う人、募金箱に小銭をゴミのように突っ込む人、ポケットからくちゃくちゃに丸めた紙幣を出す人など、感謝、礼節もなくなっているのではないかと嘆く声も少なくない。「1円を笑う者は1円に泣く」。大不況の09年、心したいものである。

事業承継税制、80%納税猶予制度 相続税課税方式の見直しは見送り

2009年度税制改正においては、中小企業経営承継円滑化法に基づく事業承継税制の創設が盛り込まれた。経営承継相続人が相続などにより経済産業相の認定を受けた非上場会社の議決権株式を取得した場合には、その株式に係る課税価格の80%相当の相続税が納税猶予される。対象が中小企業全般に拡大された同制度は、経営承継円滑化法の施行日である昨年10月1日以後の相続等に遡って適用される。

当初は、納税猶予制度を適用すると、その恩恵が経営承継相続人だけでなく他の相続人にも及ぶことから、相続税の課税方式の変更が予定されていたが、現下の経済情勢を考慮し、見送られた。

猶予税額の計算方法は、まず、相続税の納税猶予の適用がないものとして、通常の相続税額の計算を行い、各相続人の相続税額を算出する。経営承継相続人以外の相続人の相続税額は、この額となる。

次に、経営承継相続人以外の相続人の取得財産は不変とした上で、経営承継相続人が、特例適用株式等(100%)のみを相続するものとして計算した場合の相続税額と、特例適用株式等(20%)のみを相続するものとして計算した場合の経営承継相続人の相続税額の差額が、経営承継相続人の猶予税額とされる。

上記の通常の相続税額の計算で算出した相続税額から、この猶予税額を控除した額が経営承継相続人の納付税額となる。

今週のキーワード

硬貨流通量

過去5年間の硬貨の流通量をみると、500円+100円はおよそ110億枚で変わっていない。50円以下の硬貨はおよそ790億枚で、こちらも大きな変動はない。それでも増減率に若干ながら変化が出て少額硬貨は徐々に減って、全体でも低下傾向にある。一方、国内のクレジットカード発行枚数は約3億万枚で国民1人当たり2枚以上持っている計算。電子マネー発行枚数は約8,000万枚。1件当たり決済額は696円で、まさに少額決済に最適ということがよくわかる。